

介護予防通所介護相当サービス運営規程

平成 30 年 2 月 5 日

規 程 第 1 号

改正 令和元年 5 月 7 日規程第 2 号

令和元年 9 月 2 日規程第 7 号

令和 5 年 10 月 20 日規程第 4 号

令和 5 年 11 月 15 日規程第 8 号

令和 6 年 2 月 8 日規程第 4 号

(事業の目的)

第 1 条 魚沼地域特別養護老人ホーム組合（以下「事業者」という）が開設する八色園デイサービスセンター（以下「事業所」という。）が行う介護予防通所介護相当サービスの適切な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、要支援状態等にある高齢者に対し、適正なサービスを提供することを目的とする。

(運営の方針)

第 2 条 介護予防通所介護相当サービスは、その利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の支援及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものとする。

(事業所の名称及び所在地)

第 3 条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

(1) 名称 八色園デイサービスセンター

(2) 所在地 南魚沼市浦佐 4059 番地 1

(通所介護サービスと介護予防通所介護相当サービスの一体的運営)

第 4 条 通所介護サービスと介護予防通所介護相当サービスは、同一の事業所において一体的に運営するものとする

(職員の資格)

第 5 条 事業所に勤務する者の資格は次のとおりとする。

(1) 生活相談員 社会福祉士又は社会福祉主事任用資格

(2) 看護職員 看護師、准看護師

(3) 機能訓練指導員 理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護師、准看護師

(職員の職種、員数及び職務内容)

第 6 条 事業所に勤務する職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

(1) 管理者 1 人

管理者は事業所の職員の管理及び業務の管理を一元的に行う。

(2) 生活相談員 1 人以上

生活相談員は利用者の生活の向上を図るために適切な相談・援助等を行う。

(3) 介護職員 4 人以上

介護職員は介護予防通所介護相当サービスの提供に当たる。

(4) 看護職員 1人以上

看護職員は健康管理を行う。

(5) 機能訓練指導員 1人以上

機能訓練指導員は日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う。

(実施単位及び利用定員)

第7条 事業所の実施単位及び利用定員は、通所介護、介護予防通所介護相当サービスを合わせて次の各号に定めるとおりとする。

(1) 実施単位 1単位

(2) 利用定員 30人

(営業日及び営業時間)

第8条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

(1) 営業日は月曜日から土曜日までとし、1月1日から1月3日までを除く。

(2) 営業時間は午前8時00分～午後5時00分までとする。

(3) サービス提供時間は午前9時00分から午後4時00分までの7時間とする。

(介護予防通所介護相当サービスの内容)

第9条 介護予防通所介護相当サービスの内容は、入浴、排泄、食事等の介護、生活等に関する相談及び助言、健康状態の確認、その他日常生活上の世話又は機能訓練若しくは送迎とし、介護予防通所介護相当サービスの提供に当たっては次の点に留意するものとする。

(1) 利用者の介護予防に資するよう、利用者の心身の状況等を踏まえ、日常生活を営むために必要な支援を行うために、介護計画を作成する。

(2) 介護予防通所介護相当サービスの提供に当たっては、利用者とのコミュニケーションを図るその他の方法により、利用者が主体的に事業に参加するよう適切に働きかけるものとする。

(3) 事業者は、自ら提供するサービスの質の評価を行い、主治医又は歯科医師と連携を図りながら、常にサービスの質の向上を図るよう努めるものとする。

(4) 介護技術の進歩にあわせた適切な介護予防が行われるよう配慮するものとする。

(利用料その他の費用の額)

第10条 介護予防通所介護相当サービスの利用料は、南魚沼市が定める額とし、事業者が法定代理受領サービスを提供する場合には、利用者から本人負担分の支払いを受けるものとする。

2 事業者は、前項に定める額のほか、次の各号に掲げる費用の支払いを受けるものとする。

(1) 食事の提供に要する費用 昼食 700円

(2) キャンセル料(利用当日にキャンセルした場合) 700円

(3) 介護予防通所介護相当サービスで提供されるサービスのうち、日常生活において通常必要となる費用で利用者が負担すべき費用は、実費を徴収する。

(4) 延長料金 利用者の希望により8時間以上利用した場合1時間まで500円、更に1時間増すごとに500円

3 前各項の費用の支払いを受ける場合には、利用者またはその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払いに同意する旨の文書に署名(記名押印)を受けることとする。

(通常の事業の実施地域)

第11条 通常の事業の実施地域は、南魚沼市とする。

(サービスの利用に当たっての留意事項)

第12条 利用者は、次の各号に掲げる事項について遵守しなければならない。

- (1) 事業所内において政治活動又は宗教活動を行ってはならない。
- (2) 事業所に危険物を持ち込んで서는ならない。
- (3) 利用者の所持金その他貴重品は利用者自ら管理しなければならない。

(緊急時の対応等)

第13条 職員は、介護予防通所介護相当サービスを実施中に、利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告しなければならない。

(非常災害対策)

第14条 事業者は、非常災害に関する具体的な対応計画を定めるものとする。

- 2 管理者又は防火管理者は、非常災害その他緊急時に備え、防火教育を含む総合訓練を地域の消防署の協力を得た上で、年2回以上実施するなど、利用者の安全に対して万全の備えを行うものとする。

(衛生管理等)

第15条 事業者は、利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水等について、衛生的な管理に努めるとともに、衛生上必要な措置を講じなければならない。

- 2 事業者は、事業所内において感染症の発生又はそのまん延の防止をするために、必要な措置を講じなければならない。

(事故発生時の対応)

第16条 事業者は、利用者に対する介護予防通所介護相当サービスの提供により事故が発生した場合は、当該利用者の家族、介護支援専門員又は地域包括支援センター及び市町村等に連絡するとともに、必要な措置を講じなければならない。

- 2 前項の事故については、その状況及び事故に対する処置状況を記録しなければならない。
- 3 事業者は、職員等の過失もしくは管理的過失により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行うものとする。

(虐待の防止のための措置)

第17条 事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するために、以下の措置を講じなければならない。

- (1) 事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について職員に周知徹底を図る。
- (2) 事業所における虐待防止のための指針を整備する。
- (3) 事業所において、職員に対し、虐待防止のための研修を定期的実施する。
- (4) (1)～(3)に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。

- 2 事業者は、虐待等が発生した場合、速やかに市町村へ通報し、市町村が行う虐待等に対する調査等に協力するよう努める。

(苦情処理等)

第18条 事業者は、提供した介護予防通所介護相当サービスに対する利用者又はその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するためその窓口を設置するものとする。

- 2 前項の苦情を受けた場合には、当該苦情の内容等を記録しなければならない。

3 事業者は、介護保険法の規定により市町村等から文書の提出等を求められた場合は、速やかに協力をし、市町村等から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って適切な改善を行うものとする。

4 事業者は、市町村等から改善報告の求めがあった場合は、改善内容を報告するものとする。
(秘密保持)

第19条 職員は、正当な理由無く、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。この秘密保持義務は、利用者との契約終了後も同様とする。

2 前項に定める秘密保持義務は、職員の離職後もその効力を有する旨を雇用契約書等に明記する。

3 事業者は、サービス担当者会議等で利用者及びその家族の個人情報等の秘密事項を使用する場合は、あらかじめ文書により、同意を得ておかななければならない。

(記録の整備)

第20条 事業者は、利用者に対する介護予防通所介護相当サービスの提供に関する各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

(1) 介護計画

(2) 提供したサービス内容等の記録

(3) 利用者に関する市町村への報告等の記録

(4) 苦情の内容等に関する記録

(5) 事故の状況及び事故に対する処置状況の記録

2 事業者は、職員、設備、備品及び会計に関する記録を整備し、その終了した日から5年間保存しなければならない。

(その他運営についての留意事項)

第21条 事業者は、職員の資質向上を図るため、次の各号に定めるとおり研修の機会を設けるものとする。

(1) 採用時研修 採用後1ヶ月以内に実施

(2) 継続研修 年12回以上実施

2 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は魚沼地域特別養護老人ホーム組合管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和元年6月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和元年10月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和5年11月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和5年12月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。